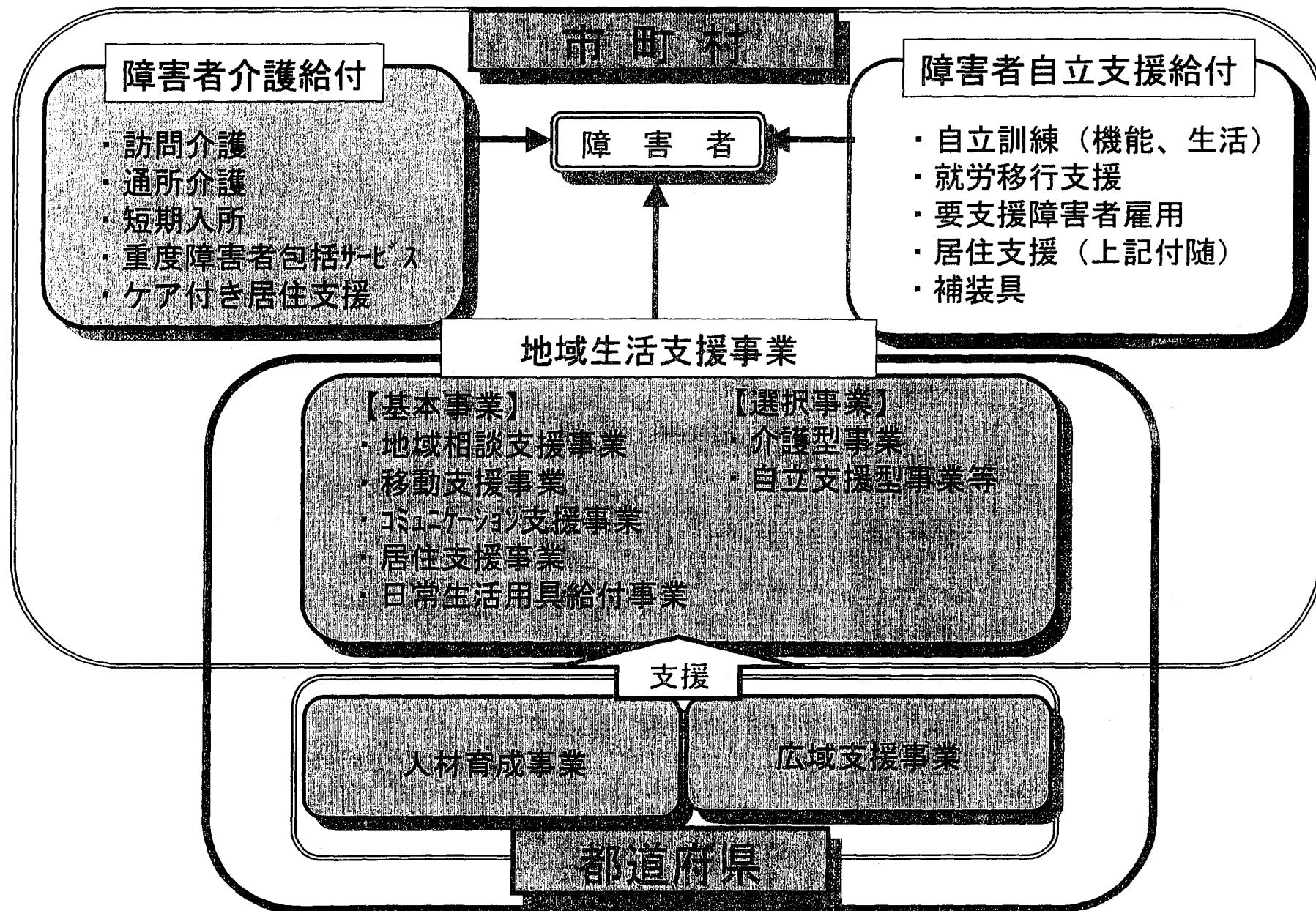


## **新たな障害保健福祉施策体系を構築する**

## 新しい給付等の体系（総合的な自立支援システム）



## 施設体系・事業体系の見直し

### <見直しの方針>

- 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題への対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行へ資する機能を強化するための事業を実施する。
- 入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。

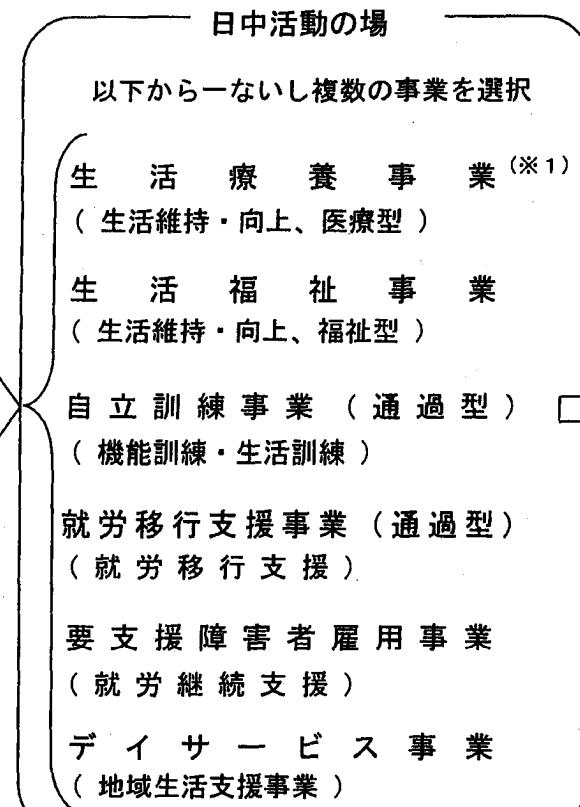
### <現 行>

重症心身障害児施設 (年齢超過児)
進行性筋萎縮症療養等給付事業
身体障害者療護施設
更生施設(身体・知的)
授産施設(身体・知的・精神)
小規模授産施設(身体・知的・精神)
福祉工場(身体・知的・精神)
精神障害者生活訓練施設
精神障害者地域生活支援センター (デイサービス部分)

障害者デイサービス

概ね5年程度かけて新体系へ移行

### <見直し後>



住まいの場

障害者支援施設<sup>(※2)</sup>  
又は  
居住支援サービス  
(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

※1 医療施設において実施。

※2 障害者支援施設はいずれも第1種社会福祉事業。

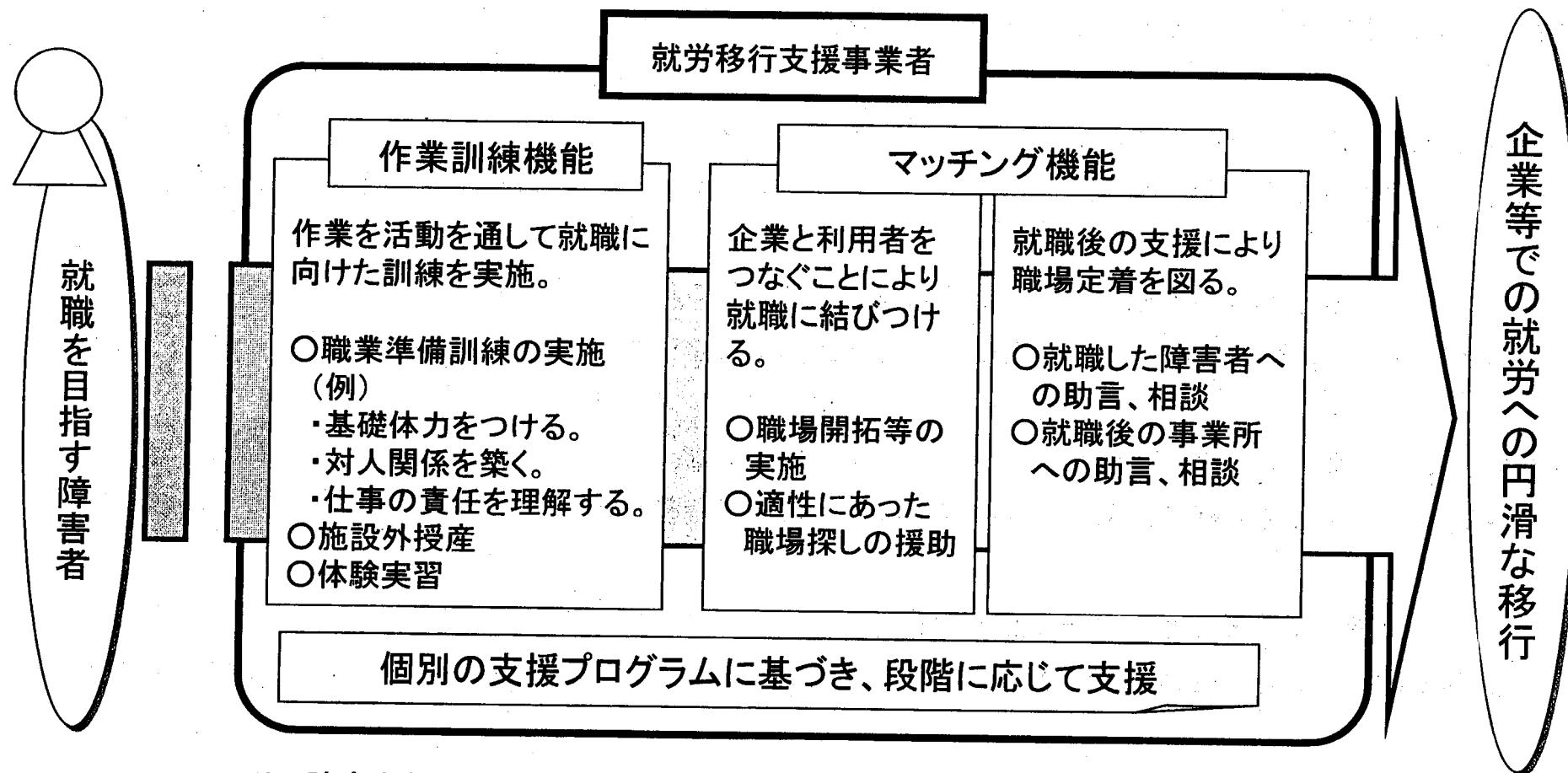
## 再編後の各事業の目的等

<b>生活療養事業 (身体)</b>	常時介護を要する重度の障害者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他日常生活の世話をを行う事業（医療施設で実施）
<b>生活福祉事業 (身体・知的)</b>	障害者支援施設等において常時介護を要する重度の障害者に対し、介護その他日常生活上の世話をを行う他、レクリエーション、創作的活動、就労的活動など必要な便宜を与える事業
<b>自立訓練事業(機能訓練) (身体)</b>	身体機能に障害のある者に対し、 <b>有期限のプログラムに基づき</b> 、必要な治療やリハビリを行うとともに、独立生活に必要な訓練を行う事業
<b>自立訓練事業(生活訓練) (知的・精神)</b>	知的障害者又は精神障害者でその障害の状態から自立生活が困難な者に対し、 <b>有期限のプログラムに基づき</b> 、地域での生活を営む上での必要な訓練を行い、地域生活への移行を促進する事業
<b>就労移行支援事業 (身体・知的・精神)</b>	企業等や就労すること又は自ら就労を行うことを希望する障害者に対し、 <b>有期限のプログラムに基づき</b> 、職場実習等の訓練を通じて一般企業等への就労に向けて、必要な知識、能力を育むための訓練を行う事業。
<b>要支援障害者雇用事業 (身体・知的・精神)</b>	一般企業での就労が困難な障害者を雇用し、その者の職業遂行を支援し、よって障害者の職業能力の向上を図る事業

※ 重度精神障害者の入院施設は、精神病床の機能分化で対応。

## 就労移行支援事業のイメージ

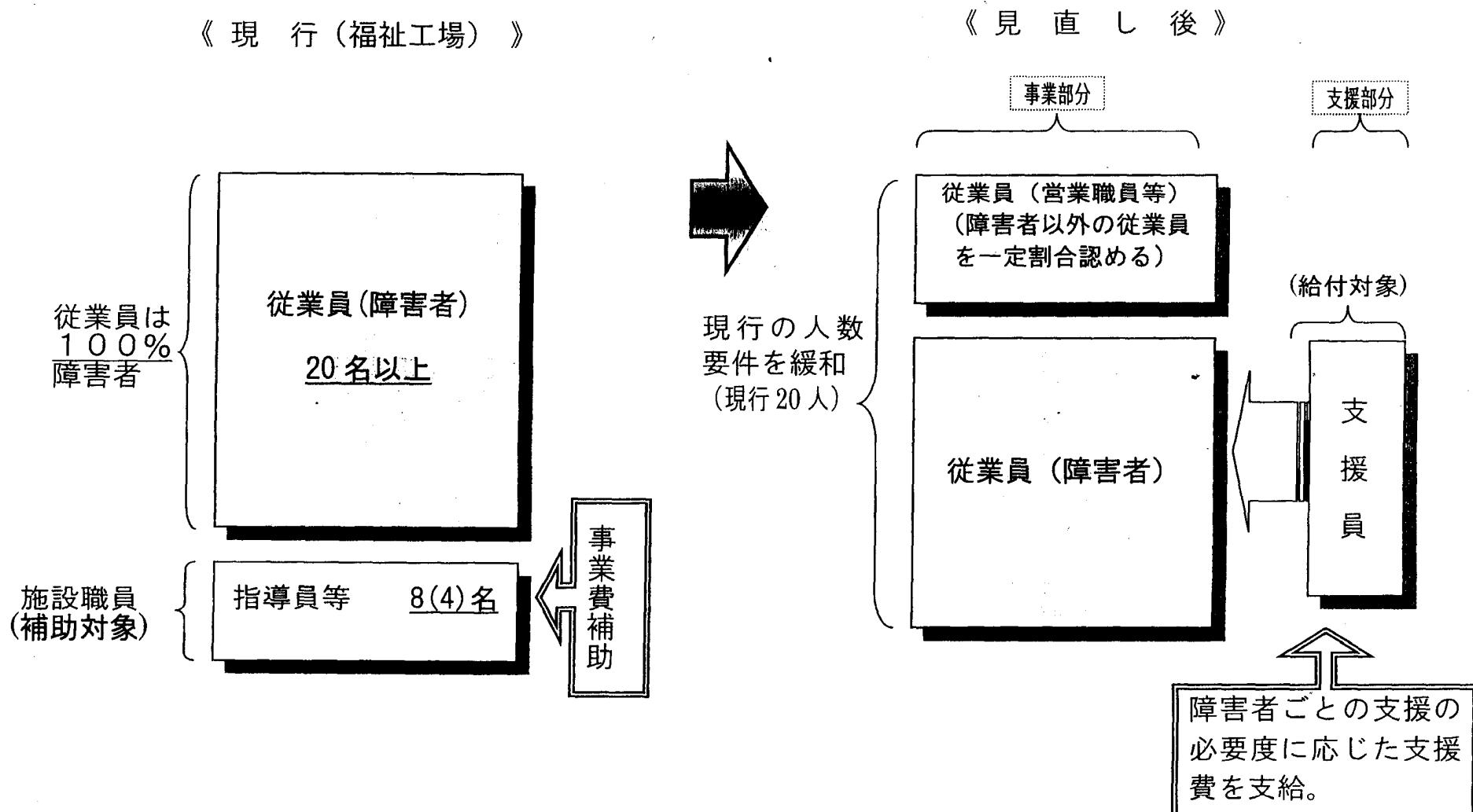
- ・障害者ごとに支援計画を作成し、それに基づき、企業等での就労を目指した訓練を実施。
- ・有期限のプログラムを組み、作業訓練から就職活動まで一貫した支援を行うことにより、就労へ結びつけるとともに、就職後も引き続き支援を行うことにより、定着を図る。



※ 障害者就業・生活支援センターを併設することにより、より効果的な支援を実施

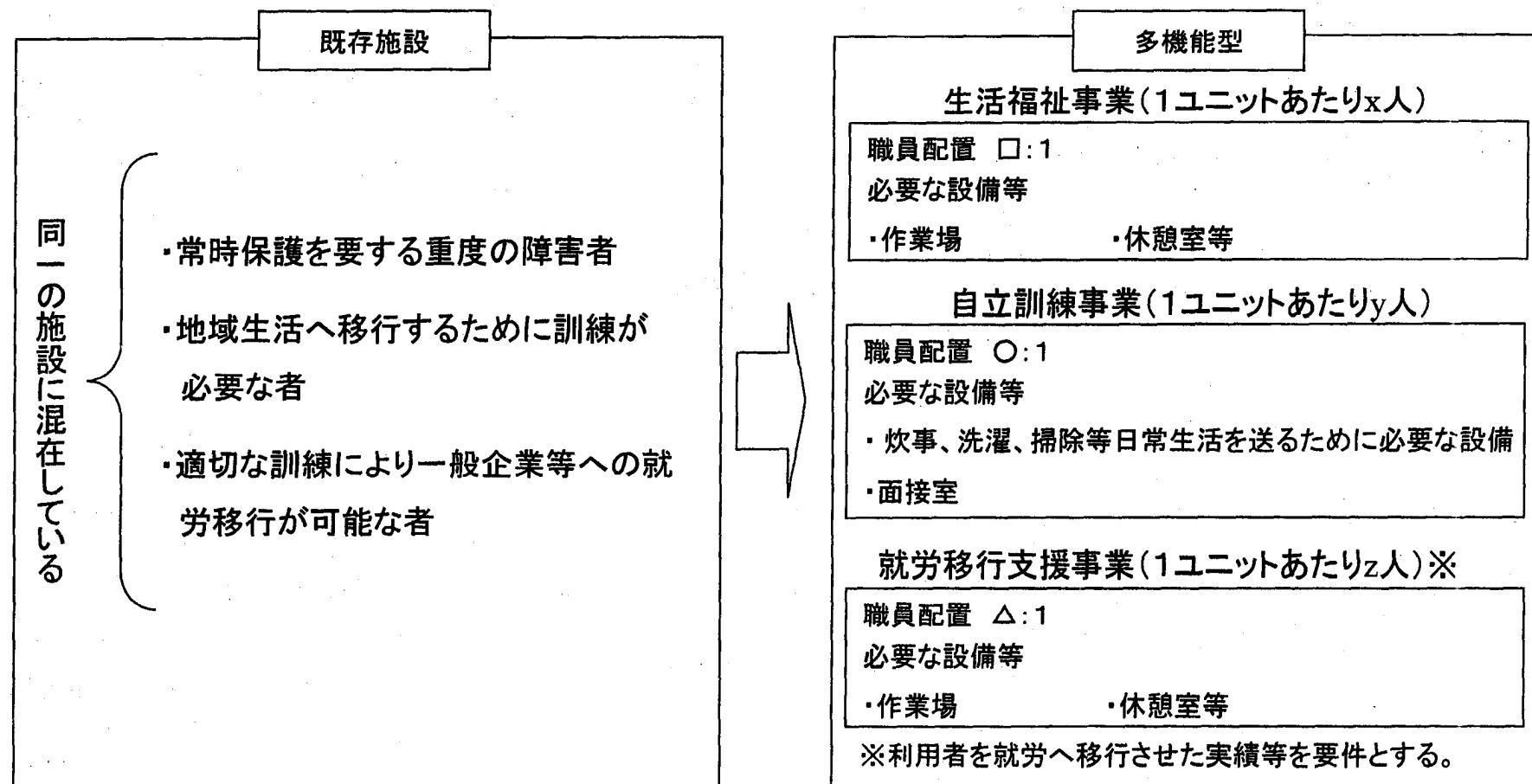
## 要支援障害者雇用事業のイメージ

- ・通常の企業で雇用されることが困難な障害者を雇用するとともに、職業遂行を支援し、職業能力の向上を図るための訓練を行う事業。
- ・障害者ごとに作業能力等が向上するよう支援計画を策定し、職業能力の向上のための訓練を実施する。
- ・施設要件や人員要件等の規制を緩和（サービス業など業種の拡大を図るとともに、収益性を高めることが可能となる。）。



## 多機能型のイメージ

- 人口規模の小さい市町村等での対応のため、地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるよう、複数の機能のサービスを実施する多機能型を認める。
- サービスの質の確保の観点から、タイプ別に最低のユニット(定員)の基準を設けるとともに、共通のカリキュラムを除き、原則としてユニット単位でサービスを提供。



## 障害者支援施設の報酬体系のイメージ

種類 報酬体系	○生活療養事業 ○生活福祉事業	○自立訓練事業 (機能訓練、生活訓練)	○要支援障害者雇用事業 ○就労移行支援事業
日中活動面の評価	障害程度に応じた評価	障害程度に応じた評価	障害程度に応じた評価 <small>（※）</small>
夜間介護面の評価	障害程度に応じた評価	障害程度に応じた評価	障害程度に応じた評価 <small>（※）</small>
居住面の評価	は、介護給付	は、介護給付	は、介護給付 <small>（※）</small>

— は、介護給付

■ は、自立支援給付

(※) 夜間介護面の評価や居住面の評価は就労移行支援事業のみ